

申請期限 来月15日まで 延長

世論と運動に押され

コロナ禍で売り上げが激減した中小業者などに支給される持続化給付金・家賃支援給付金の申請期限が、世論と運動に押され、2月15日まで延長されることになりました。梶山弘志産相が15日の記者会見で明らかにしました。

求めています。

申請期限が延長されること

について、全国商工団体連合

会の岡崎民人事務局長は「短

期間とはいえ、申請者は時間

的な猶予を得られることと

なり、運動の成果です。引き

続き、十分な補償や継続した

直接支援など、中小業者が事

業を継続・再開できる施策を

求めています」と話していま

す。

日本共産党の田村智子政策

委員長は15日の会見で今回の

延長を受け、2020年度第

3次補正予算案をつひり直

し、持続化給付金の事業規模

に合わせた2度目の支給、家

賃支援給付金も2度目の支給

を行うよう求めました。

必要書類を今月末までに用意することが難しいなどの事情があれば延長されます。今月中に延長の申し込みが必要

です。

国は15日に申請受け付けを

打ち切る予定(特段の事情が

ある場合は31日)でしたが、

2回目の緊急事態宣言に伴う

営業自粛・時短要請が出され

たことでの打ち切りは道理が

ないこと、中小業者・農家らが

抗議の声をあげていました。

日本共産党国会議員団も打ち

切り撤回を政府に申し入れ。

志位和夫委員長は14日の会見

で「緊急事態宣言を出し、国

民に自粛を要請しておいて、

持続化給付金など支援は打ち